

デジタル技術とサービスで新しい価値を提供する

Vol. 2

2024.1

D-mag

KYUSYU DIGITAL SOLUTIONS MAGAZINE

SPECIAL TOPICS

法改正対応の漏れ & 不備を防ぐ！

「働き方改革・アルコールチェック義務化・電子帳簿保存法」解説

デジタルツール活用のポイント

現代のビジネスには必要不可欠？

企業ホームページのススメ

-企業ホームページのメリットと制作のポイント-



-補助金を賢く使って業務効率化を実現！-

IT導入補助金2024解説

CONTENTS



法改正対応漏れ&不備を防ぐ！

「働き方改革・アルコールチェック義務化・電子帳簿保存法」解説 デジタルツール活用のポイント

- ・ 働き方改革ってよく聞くけどなにをすればいいの？
いまさら聞けない「働き方改革」 3
- ・ 2023年12月1日からスタート！
「アルコールチェック義務化」 5
- ・ 2024年1月1日より本格運用スタート！
「電子取引データ保存の義務化」 6
- ・ 法改正対応に使える！
おすすめデジタルツールをご紹介 7

IT導入補助金2024のポイント

- 補助金を賢く使って業務を効率化- 9

現代のビジネスには必要不可欠？

企業ホームページのススメ

- 企業ホームページのメリットと制作のポイント- 11

事業の成長・業務効率化実現のために

- DX時代に必要な「**リスクリング**」とは？ 13

2023年度上期

- お客さまアンケート結果のお知らせ 15

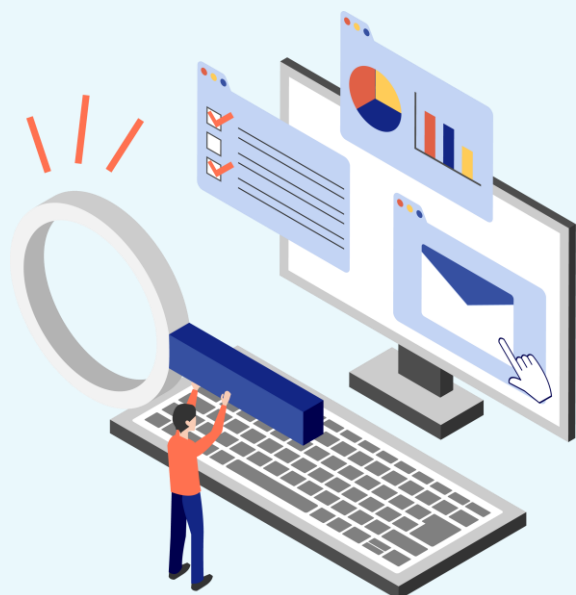
- KDS INFORMATION 17



法改正対応漏れ & 不備を防ぐ！

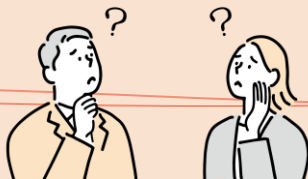
「働き方改革・アルコールチェック義務化・電子帳簿保存法」解説 デジタルツール活用のポイント

働き方改革・アルコールチェック義務化・電子帳簿保存法の対応準備はお済ですか？
各法制度について、まだよく理解できていないという方もいるのではないのでしょうか。
今回は、各法制度の解説や対応するメリット、おすすめのデジタルツールを紹介いたします。
ぜひ、参考にしてみてください。



働き方改革ってよく聞くけどなにをすればいいの？

いまさら聞けない「働き方改革」



01 働き方改革とは？

働く人がそれぞれの事情に応じた

“柔軟な働き方を自由に選択できるようにする”ための改革



今まで

正社員だと、「週5日出社」「残業あり」といった働き方が多く、子育て・介護などの事情を抱える人たちには就業が難しい。
そのため正社員ではなく非正規雇用を選ばざるを得ない状況に・・・

これから

時短勤務やテレワークの導入など働き方を多様化し、どんな人も働きやすい環境を整えることで、働く人々の生産性向上・働きたい人々の就業機会を拡大。
それぞれが能力を存分に発揮できる全員参加型の社会を実現するための改革(取り組み)が進んでいます。

02 働き方改革の目的

-1-
働き手の増加

-2-
出生率アップ

-3-
労働生産性の向上

改革に取り組む目的として、少子高齢化や労働力不足の解消、業務の効率化を促進し、社会全体の生産性向上を目指す背景があります。

03 働き方改革のメリット

労働時間の規制により業務効率化 & 生産性UP

残業に対応していた仕事も就業時間内に終わらせる必要がでなくなるため、効率的に仕事を進めることができる。

優秀な社員の離職を防ぐ

育児や介護と両立しやすい労働環境を整えることで、優秀な社員が継続勤務できます。

人材が集まり人手不足を解消！

働き方改革を導入し職場環境を整えることで、魅力的な職場になり人材が集まります！



04 働き方改革に関連した法改正一覧

「働き方改革」の一環として、2018年7月に「働き方改革関連法」が交付され、順次施行されています。

これまでどのような法改正がなされたのか、これからどのような法改正がされるのか簡単に見ていきましょう！（※ Pick up! は次項で解説！）

| 項目 | 施行日 | 罰則 |
|----------------------------------|--|------------------------------|
| Pick up! 時間外労働の上限規制 | 大企業 2019年4月～ 中小企業 2020年4月～ 建設業・自動車運転業等 2024年4月～ | 6か月以下の懲役 または 30万円以下の罰金 |
| 高度プロフェッショナル制度の新設 | 2019年4月～ | 50万円以下の罰金 |
| 勤務時間インターバル制度導入 努力義務 | | — |
| 労働時間の客観的な把握の義務化 産業医・産業保健機能の強化 | | — |

| 項目 | 施行日 | 罰則 |
|--|-------------------------------|------------------------------|
| 年次有給休暇の時季指定 | 2019年4月～ | 30万円以下の罰金 |
| フレックスタイム制の拡充 | | 30万円以下の罰金 |
| 同一労働・同一賃金 | 2020年4月～ | — |
| Pick up! 月60時間超の残業の 割増賃金率の引き上げ | 中小企業 2023年4月～ ※大企業は実施済み | 6か月以下の懲役 または 30万円以下の罰金 |

※改正案の一部をご紹介します。詳細は、厚生労働省のホームページにてご確認ください。



★ 建設業、自動車運転業務等の「時間外労働の上限規制」猶予期間終了

時間外労働の上限規制に関して、「建設事業」「自動車運転業務」「医師」「鹿児島県および沖縄県における砂糖製造の事業」は、事業・業務の性質上設けられていた5年間の猶予措置が、2024年3月31日で終了します。

05 「働き方改革」法改正でどう変わる？



① 月60時間超の時間外労働に対する割増率引き上げ

1) 改正の概要 (対象：中小企業)

(2023年4月1日～)

月60時間超の時間外労働に対する割増賃金が引き上げられる

| 時間外労働時間数(月) | これまで | 2023年4月～ |
|-------------|------|----------|
| 60時間以内 | | 25% |
| 60時間超 | 25% | 改正 50% |

※大企業は2010年4月からすでに適用済み

2) 企業が検討すべき対応策とおすすめのシステム

| 検討すべき対応策 | おすすめのシステム |
|---------------------------------------|--|
| 労働時間の正確な管理 (法律で定めた割増賃金を支払うため) | 勤怠管理システム 勤怠状況を 効率的に正しく記録 できる！ 集計作業も効率化！ |
| 業務効率化による労働時間の削減 (時間外労働が多い=人件費が増える) | クラウド環境の構築 いつでもどこでも社内システムにアクセスでき、 業務効率化・生産性向上 ！ 在宅勤務が可能になり、働き方の多様化を実現。 |

さらに、**代替休暇制度の導入検討**(割増賃金の代わりに有給休暇を与える制度)も必要です！

- ・導入する場合、「労使協定」が必要です。
- ・就業規則などにもルールを定める必要があるため、代替休暇制度を導入する場合、早めの準備がおすすめ！

② 時間外労働の上限規制

1) 制度の概要

残業時間の上限 **原則：月45時間 年360時間**
臨時的な特別な事情がなければこれを超えることは不可

▽臨時的な特別な事情があり働く人が合意する場合でも、以下を超えることは不可

- ✓ 年720時間以内
- ✓ 月100時間未満(休日労働を含む)
- ✓ 2~6ヶ月平均で80時間以内(休日労働を含む)
- ✓ 月45時間を超える月は6ヶ月まで

2) 企業が検討すべき対応策とおすすめのシステム

| 検討すべき対応策 | おすすめのシステム |
|--------------|--|
| 労働時間の正確な管理 | 勤怠管理システム |
| 業務の可視化 | 業務可視化ツール 誰が何の業務をして、どこまで進んでいるか把握。 業務の偏りをなくし、確認作業等無駄を省いて効率化！ |
| 事業所・社員間の情報共有 | グループウェア 様々な情報を一元管理・共有できるので、仕事がスピーディーに！無駄な作業・手間を削減し生産性向上！ |

06 ITツールを活用して業務効率化&生産性向上！



| | | |
|--|---|---|
| 総務・人事・経理部門 |  勤怠管理・給与計算 勤怠と給与計算のシステム連携で自動集計！ 毎月負担が大きい業務がラクになる♪ |  請求書発行 煩雑な管理がラクに！ チェック工数や印刷・郵送コストも削減 |
| |  経費精算 スマホで領収書の写真を撮り、スマホから経費申請！自動読取で入力ミスも削減！ |  残業申請・有給休暇 申請や承認作業をシステム内で行えばパーレス&時短！外出先からも申請が可能！ |
| | 営業部門 |  外出先からスマートフォンでアクセス スマートフォンを活用したITツールを導入すれば、社外から情報の閲覧、出退勤、経費申請が可能 |
|  商談をオンラインにする 移動時間の削減やテレワークの推進に加えコストを掛けずに全国への営業も可能に！ | |  ファイル保存をクラウド化 情報共有に便利で外出先からもファイルにアクセス！もちろんテレワークも対応可 |

まとめ

人材不足や長時間労働などの課題を抱えている企業さまも多いのではないのでしょうか？
働き方改革に着手するにあたり、残業時間を減らすことが注目されがちですが、
大事ななのは「**残業しなければならない原因を追究し、働きやすい職場へと改善を目指す**」ことです。
ITツールの導入は業務の効率化において大変効果的ですので、今回の法改正で生じる
課題・お悩み解決の手段として、活用を検討されてはいかがでしょうか。

2023年12月1日からスタート!

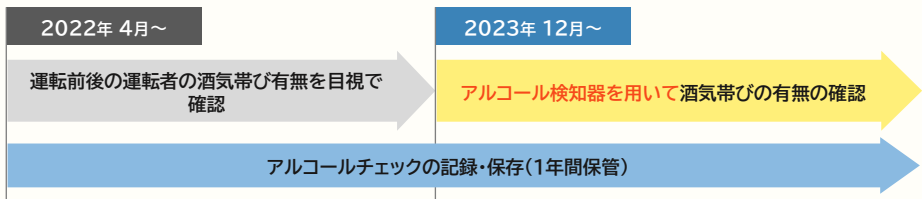
「アルコールチェック義務化」



01 アルコールチェック義務化について

2023年12月1日から道路交通法の改正案が施行。

白ナンバー事業者にもアルコールチェックが義務化 されました。



対象の事業者



定員11名以上の自動車を1台以上使用している事業者

or



その他の自動車を5台以上(自動二輪車1台は0.5台で計算)使用している

02 安全運転管理者が行う業務



- 1 運転前後に**アルコール検知器**を使用して確認(対面orテレビ電話等で確認)し記録を**1年間保管**すること

記録保存が必要な**8項目**

| | | | | |
|------|-----------------|-----------|-------|-------|
| 確認者名 | 運転者名 | 酒気帯びの有無 | 確認の日時 | 確認の方法 |
| 指示事項 | 運転する自動車の自動車登録番号 | その他 必要な事項 | | |

- 2 アルコール検知器を、**常時有効に保持**すること

03 準備のポイント



- 1 アルコール検知器の準備
- 2 アルコールチェック記録の保管方法の検討
- 3 安全運転管理者の業務・運用方法の見直し

04 アナログ管理の課題をシステムで解決

デジタル化による
3つの
メリット

-1-
ペーパーレス化

-2-
入力・管理業務の効率化

-3-
コンプライアンスの遵守



アナログ管理の課題

記録・印刷・保管・データ管理の量が膨大で作業が煩雑に

離れた拠点や直行直帰の場合運用状況が把握できない

なりすましや記録の改ざんなどの不正の可能性が...

クラウド型システムで解決!

自動記録で業務を大幅に削減! 管理漏れを防ぐ!

クラウドでの一元管理で状況把握をリアルタイムに!

計測時の写真や、日時・位置情報の記録や訂正履歴が残り、不正防止!

まとめ

今回のアルコールチェック義務化で、安全運転管理者の業務負担が想像以上に大きくなるのが予想されます。

なにより、交通の安全を保つために重要な法改正です。この機会に、車両やドライバーに関する運用について見直しははかがでしょうか。



2024年1月1日より本格運用スタート!

電子帳簿保存法

「電子取引データ保存の義務化」



01 電子帳簿保存法とは?

国税関係の帳簿や書類を、決められた条件を満たせば電子データで保存することを認める法律。

主に、「**電子取引データ保存**」「**電子帳簿等保存**」「**スキャナ保存**」の3種類の保存区分に分かれています。

| 認められている3つの保存方法 | 電子取引データ保存(義務※) | 電子帳簿等保存(任意) | スキャナ保存(任意) |
|----------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| | 電子的に授受した取引情報をデータ保存 | 自己が電子的に作成した帳簿等をデータ保存 | 紙で授受した書類をスキャンしてデータ保存 |
| 該当する帳簿/書類/取引 | メール/ネット/クラウド上で行ったやりとり | 自己がPC等で作成した帳簿等をデータ保存 | 取引先から紙で受取った書類 |
| | メールデータ 電子契約 | ED取引 Web請求書など | 自己が作成し取引先に紙で渡した書類の写し |

※ 原則、電子取引データ保存は企業規模に関わらず(個人事業主を含む)義務ですが、対応が難しい方には新猶予措置(一定の条件あり)が設けられています。

02 電子帳簿保存法導入によるメリット

1 多様な働き方を実現!

電子データで保存していれば社外からの閲覧・申請・承認が可能になり、リモートワークが実現。書類を持ち歩かないで済むので、紛失のリスクも低減します。

2 電子化でスピーディーに! 業務効率UP!

社内の情報共有ややり取りがスピーディーに。検索機能で書類もすぐに見つかります。

3 ペーパーレスでコスト削減、コア業務へ集中!

印刷や郵送、それににかかる人件費などのコストや時間、保管場所のスペースなどを削減。

03 電子取引データ保存について

2024年1月1日より原則、電子取引は企業規模に関わらず(個人事業主を含む)、以下の3つの要件を満たし、**電子取引データは電子データのままである保存が義務**となりました。



04 電子取引データ保存の要件と対策

電子取引データの保存において、求められる3つの要件は大きく「**可視性の確保**」「**真実性の確保**」に分けられます。

それぞれの要件を満たすにはどうすればいいの、具体的な対策や、システム未導入でもできる「**簡易な方法**」を合わせてご紹介いたします。

電子取引の内容に応じ、以下の3つの保存措置の中からいずれかの方法で対応していく必要があります

- 1 タイムスタンプを付与
- 2 訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受・保存
- 3 改ざん防止の為の事務処理規程の策定と遵守

簡易な方法
3の「改ざん防止の為の事務処理規程の策定と遵守」により、システム費用等をかけずに導入できます。
※ 事務処理規定のサンプルは国税庁HPに掲載されています

ディスプレイやプリンタ、操作説明書等を備え付ける他、原則として以下、3つの検索要件を満たす必要があります※。

- 1 取引年月日、取引額、取引先により検索できること
- 2 日付または金額の範囲指定により検索できること
- 3 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

※ 事業規模や条件によっては検索要件の緩和措置があります。

簡易な方法
① 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法
② 20240105_122000_06(今)今付商庫.pdf
20240110_320000_タカナ自動車.pdf
20240111_280000_林徳不動産.msg
規則的なファイル名を付す方法

POINT

システムを導入せずとも要件を満たすことはできますが、電子取引の数が増えると事務負担が増え、残業代や新規雇用のコスト増加が懸念されます。システムを導入するか、簡易な方法で行うか、どちらが自社にとって最適か検討することが大切です。

まとめ

さまざまな法制度開始に伴い、デジタル化への対応は大変重要になっていきます。「支障が出てくる業務はないか?」「もっと改善・効率化できる業務はないか?」この機会に洗い出しを行ってみたいかがでしょうか? 大事なことは**自社にシステム導入が必要かどうか見極める**ことです。必要な業務はデジタル化に取り組み、効率化や生産性の向上を図りましょう。お悩みや分からないことがございましたらKDSへご相談ください!

おすすめのデジタルツールをご紹介します

システムツールの導入は法改正への対応・業務の効率化に効果的です。法改正への対応で発生する業務のお悩みを解消し、さらなる生産性向上が期待できる「おすすめのシステムツール」をご紹介します



1 働き方改革対策におすすめのツール

1 Touch On Time

▷クラウド型 勤怠管理システム「タッチオンタイム」

1) タッチオンタイムとは？

タッチオンタイムは、クラウド型の勤怠管理システム。
タイムカード不要で、マルチ認証打刻が可能。煩雑だった集計業務を楽に行うことができる、**打刻者も管理者も簡単・便利**なクラウドサービス。

勤怠情報をインターネットで一元管理

勤務状況をリアルタイムに見える化

様々なサービスとデータ連携可能



2) タッチオンタイムの5つのメリット

タッチオンタイムで、勤怠管理の大幅な効率化を実現！

1

勤怠の自動集計で
作業が激減！



2

就業状況の確認を
リアルタイムに！



3

不正打刻を防止！

4

ワークフローで業務効率化！

5

ID・PASSは無限に作成可能！

3) タッチオンタイムの特徴

▽ あらゆる就業ルールに柔軟に対応！



業種・企業規模を問わず、フレックスや変形労働時間制、
3交代勤務など複雑なシフトにも対応！
もちろん、働き方改革やテレワークにも対応しています。

▽ 多彩なタイムレコーダーでマルチ認証打刻！



個人のPC、スマホのほか、専用端末や指紋認証等、
状況に応じた打刻が可能！

▽ 専属の担当による安心のサポート体制！



1企業様に1名、勤怠とシステム両方の知識を持った担当
が専属でサポート！

▽ 勤怠に特化した便利な機能が豊富！

| | |
|-------------|--------------|
| 打刻 | 勤務状況の確認 |
| 勤怠集計・残業集計 | スケジュール・シフト管理 |
| 有給休暇・休暇管理機能 | 通知・アラート機能 |
| 働き方改革関連法対応 | 外部サービス連携 |

2 kintone

▷業務改善プラットフォーム「キントーン」

1) キントーンとは？

kintoneは、様々な業種・業務に対応できる業務改善システムです。
日常の様々な業務をkintoneに変えることで**簡単に社内のDX化を
始められます。**

あらゆる業務を効率化

会社の情報を一元管理

無駄を削減し売上拡大



2) キントーンの特徴

1 ノーコードで業務アプリを作成！IT初心者でも大丈夫！

2 情報やデータの一元管理・共有・見える化で業務効率化！

3 ネット環境があればスマホやタブレットからもアクセスが可能

4 様々なシステム・データ・サービスと連携で可能性が広がる

3) キントーンで業務改善！

▽ 業務の見える化で無駄をなくし仕事を効率化



キントーンにデータが蓄積されることで
集計やグラフ化が可能です。
また、申請フローも見える化でき、**進捗の
把握や対応漏れの予防**ができます。

▽ 様々なデバイスからアクセスが可能！「働く」を自由に！



ネット環境があればスマホやタブレット
からもアクセスできるので、業務が
スピーディーに！
自宅や外出先からも「申請・承認」や
「情報の閲覧」などが可能！

▽ 散在するデータを集約&チームで共有



属人化…集計に時間がかかる…
あちこちに散在している…
そんな、データをキントーンに集約！
複数人で編集・共有・管理が可能
なアプリになり、生産性も向上！業務の時短に！

※kintoneはサイボウズ株式会社の登録商標です。

2 アルコールチェックにおすすめのツール

1  **ALC-NON** クラウド型 アルコールチェックサービス 「ALC-NON (アルコノン)」

1) ALC-NON (アルコノン)とは？

操作ミスを軽減する使いやすいインターフェイスを実現し、ドライバー・安全運転管理者に負担をかけずにアルコール検査記録ができます。



2) ALC-NON (アルコノン)の特徴

- PC・スマホ・タブレットで簡単操作
- 使用者の立場に合わせて権限管理が可能
- 本部は各拠点の情報を一括管理！
- 離れた拠点の実施結果もリアルタイム管理！

2  **SmartDrive Fleet** クラウド型 車両管理システム SmartDrive Fleet (スマートドライブフリート)

1) SmartDrive Fleet(スマートドライブフリート)とは？

車両管理と併せてアルコールチェックの管理が可能！専用の検知器を使用すれば、計測結果をシステムへ自動連携できます。



2) SmartDrive Fleet(スマートドライブフリート)の特徴

- スマホアプリで簡単にどこでもアルコールチェック可能
- 確認情報が記録されるので証拠が残ります
- 走行開始時にアルコールチェックの入力がない場合は管理者・ドライバーへ通知
- 走行データの記録も可能。データの分析・活用により移動に新たな価値を創造！

3 電子帳簿保存法対応におすすめのツール

インボイス制度の対応にも◎！

1  **楽楽明細** 電子請求書発行システム 楽楽明細

1) 楽楽明細とは？

請求書、納品書、支払明細などの帳票を発行するクラウド型のシステム。事前に発行方法を選択しておけば、帳票データ(CSVかPDF)をアップロードし、数クリックするだけで毎月自動で割り振り発行できます。

電子帳簿保存法対応

- 電子帳簿保存法の要件をすべて満たして、発行した請求書などの帳票を保存可能！
- JIIMA認証取得済みのため、お客様側で要件を個別にチェックする必要がなく、安心してご利用可能！
- インボイス制度対応もシステムの入力替え・改修不要！

2) 楽楽明細の機能・特徴

- WEB発行機能**：請求書を確実に早くお届け！
- PDF送付機能(PDF連携)**：PDFの帳票があれば一括アップロードしてそのまま送付が可能
- 自由自在な帳票レイアウト**：項目や位置などご希望通りに作成可能。インボイスの記載要件にも対応！
- メールアドレス収集機能**：取引先にアドレス登録をしてもらうことで、手間なく収集が可能
- ダウンロード状況の確認ダウンロード促進メール**：取引先のDL状況を把握でき、未確認の方には催促メールを送付
- 郵送代行機能**：「どうしても紙がいい」という取引先へ、少ない件数からでも郵送作業を代行

2  **BtoBプラットフォーム請求書** クラウド請求書システム(発行/受領) BtoBプラットフォーム請求書

1) BtoBプラットフォーム請求書とは？

請求書の発行・受取を、デジタルデータで行うWeb請求書クラウド型システム。“紙”の請求書の取扱いを減らし、請求業務の軽減とコスト削減！

電子帳簿保存法対応

- 電子帳簿保存法への対応が万全なシステム！
- JIIMAの「電子取引ソフト法的要件認証制度」第1号を取得している安心感！
- STORAGE by invox※で紙・PDFのあらゆる国税関係書類も電子保存可能。 ※オプション機能

1) BtoBプラットフォーム請求書にできること

- 社内システムと連携可能**：お客様の社内システムと連携しスムーズなデータのやり取りが可能
- 発行・受取の面倒な作業を自動化**：“発行”は請求書の作成・送付を“受取”はデータの入力・仕訳を自動化
- 様々な帳票の作成・発行が可能**：請求書以外にも納品書/発注書/受領書などにも対応
- 発行方法を自動で振分け**：取引先のご要望に応じて、紙とデジタルに自動で振分け

2024年2月中旬頃から申請受付が開始されるIT導入補助金2024の精度概要について解説いたします！
 (※ 対象の事業者の要件がございます。すべての業種で利用できるわけではありません。)

IT導入補助金2024の制度概要(一部抜粋)

- 支援枠が改編され、全4支援枠に！
 ・通常枠、インボイス枠(インボイス対応類型・電子取引類型)、複数社連携IT導入枠、セキュリティ対策推進枠
- 小規模事業者に対する補助率が4/5へ拡大！
 ・インボイス枠(インボイス対応類型)の場合、小規模事業者に対する補助率を一部4/5へ拡大
- 補助対象のITツールが見直し！
 ・インボイス枠(インボイス対応類型)の場合、インボイス制度に対応した「会計」「決済」「受発注」機能を有するソフトウェアが対象
 ※インボイス制度に対応していないソフトウェア・ECサイト制作はインボイス枠(インボイス対応類型)の対象外

IT導入補助金の支援枠について

導入したいITツールや申請の目的によって、申請する支援枠が異なります。それぞれの概要と補助枠等をご紹介します。

■ 各支援枠の内容

▶通常枠

経営課題やニーズに合ったITツール導入経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップを支援

補助対象
経費

- ・生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス)の導入費用
- ・クラウド利用料(最大2年分)
- ・保守運用等の導入関連費用



▶セキュリティ対策推進枠



サイバーセキュリティ強化の為にサービス導入を支援

補助対象
経費

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料(最大2年分)

▶インボイス枠 (インボイス対応類型)

10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠

補助対象
経費

- ・会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のソフトウェア購入費、クラウド利用料(2年分)
- ・導入関連費、ハードウェア購入費

▶インボイス枠 (電子取引類型)

取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援

補助対象
経費

クラウド利用料(最大2年分)



▶複数社連携IT導入類型



複数の中小企業・小規模事業者が連携してITツール・ハードウェアの導入(10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等)を支援。

補助対象
経費

- ・ソフトウェア購入費
- ・クラウド利用料(最大2年分)
- ・導入関連費
- ・ハードウェア購入費
- ・連携のための事務費・専門家費

■ 補助枠の補助上限額と補助率

| 補助枠 | 通常枠 | | インボイス枠 | | | | 複数社連携IT導入類型 | セキュリティ対策推進枠 | |
|-------|---------------------|-----------------------|--|--|-----------------|--------------|--------------|--|--------------|
| | | | 電子取引類型 | インボイス対応類型 | | | | | |
| 補助事業者 | 中小企業 小規模事業者等 | | 大企業等 | 中小企業 小規模事業者等 | | | | | |
| 補助上限額 | 5万円～ 150万円 未満 | 150万円～ 450万円 以下 | インボイスに対応し、 受発注機能を有するITツール ～350万円 | インボイス制度に対応した 会計・受発注・決済ソフト 50万円 以下 | 50万円超～ 350万円 | PC等 ～10万円 | レジ等 ～20万円 | 3,000万 ①インボイス対応類型の対象経費 + ②グループ構成員数に応じた金額 (50万円×構成員数) | 5万～ 100万円 |
| 補助率 | 1/2 | | 2/3 | 1/2 | 4/5,3/4 | 2/3 | 1/2 | インボイス対応類型と 同様、2/3 | 1/2 |

※ 情報は最新のものと異なる場合がございますので予めご了承ください。
 ※ 補助上限額・補助率は、従業員数や申請枠、条件等によって異なります。詳細は公式ページの公募要領をご確認ください。

IT導入補助金の概要について解説！

1 IT導入補助金とは？

IT導入補助金とは、国が対象である国内の中小企業や小規模事業者等※1の生産性向上を目的とし、それに向けた業務効率化・DX推進に対する、ITツール(システム、アプリ、サービス等)の導入を支援する事業です。

※1 商流一括インボイス対応類型のみ、大企業も補助対象事業者に含まれます

▼図表1 対象となる事業者規模の職種による違い(一部抜粋)

| 業種・組織形態 | 資本金 | 従業員 |
|-------------|--------------|--------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常勤 |
| 製造業、建設業、運輸業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| 医療法人 | - | 300人以下 |

2 こんなお悩みを解決！“IT導入補助金”活用事例のご紹介！

勤怠管理・給与計算
どちらのシステムも導入して
複雑な業務を効率化したい！

**インボイス制度に対応した
レジを導入したい！**

**月額払いのクラウド型
経費精算サービスを導入
したい！(2年間支援)**

他にも・・・

- インボイス発行の手間を効率化するために「会計ツール」を導入したい！
- RPAを導入し、短縮作業を自動化したい！

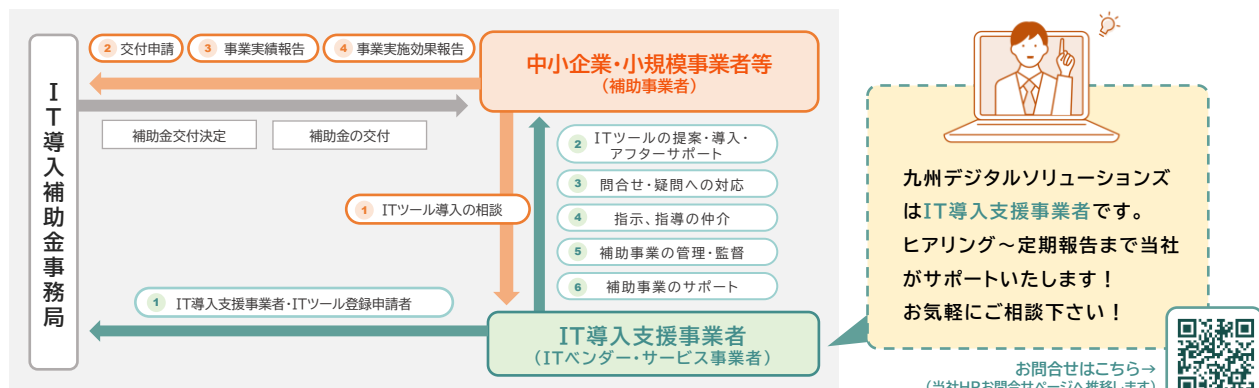
などもOK！

◆ 活用事例は、IT導入補助金公式ページ(WEB)よりご覧いただけます！

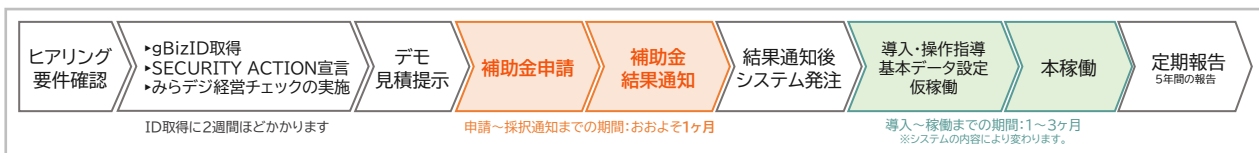
※ 対象となるITツール(ソフトウェア、サービス等)は事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開(登録)されているものとなります。※ 複数社連携IT導入類型を除きます。

3 IT導入補助金を活用したシステム導入の流れ

補助金申請者(中小企業・小規模事業者等)は、「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要となります。
※複数社連携IT導入類型を除く。



▲ 図表3 それぞれの立場から見たIT導入補助金導入の流れ



▲ 図表4 ヒアリング～定期報告までの大まかな流れ

4 スケジュール (準備が整い次第、公募が開始されます。最新情報は、IT導入補助金事務局ポータルサイトをご覧ください。)

| 申請枠 | 通常枠・インボイス枠(電子取引類型)セキュリティ対策推進枠 | インボイス枠 (インボイス対応類型) | 複数社連携IT導入枠 |
|------|--|--|----------------------|
| 公募締切 | 第1次締切 2024年3月15日(予定) 第2次締切 2024年4月15日(予定) 第3次締切 2024年5月20日(予定) | 第1次締切 2024年3月15日(予定) 第2次締切 2024年3月29日(予定) 第3次締切 2024年4月15日(予定) 第4次締切 2024年4月30日(予定) 第5次締切 2024年5月20日(予定) | 第1次締切 2024年4月15日(予定) |

※参考:IT導入補助金2023令和4年度第二次補正サービス等生産性向上IT導入支援事業 事務局ポータルサイト <https://it-shien.smrj.go.jp/about/>
中小企業庁 中小企業対策関連予算 令和5年度補正予算・令和6年度補正予算案関連 IT導入補助金2024 <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r5/r5.it.pdf>

現代のビジネスには必要不可欠 !? 企業ホームページのススメ

～企業ホームページのメリットと制作のポイント～

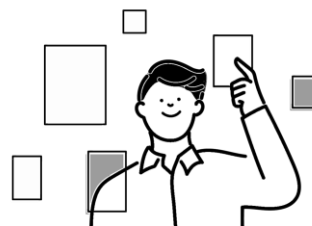
01 | ホームページとは

「サイト内の複数ページが集まったもの」

現在ではWebサイトとほぼ同義語で使用され、会社概要や商品サービス詳細などといったページを複数作成し、それら全体をまとめてホームページと呼ばれることが多いです。

02 | ホームページ作成のメリット

企業のデジタル名刺とも呼ばれるホームページ。PRという使い道だけではなく、採用や利益拡大の面でも大きな役割を担っています。ホームページがあるかないかで会社のイメージが決まってしまう世の中だからこそ、ホームページがない会社や団体というのは、売上や集客・人材確保などの部分で非常に苦労するのではないかと懸念されています。ホームページを作成することにより、具体的にどんなメリットが発生するのか、簡単に解説します。



新規顧客
獲得



社名やサービスを検索した時に、お客様が必要としている情報がきちんと詰まっているページがあると、スムーズに新規顧客を獲得することができます。お問い合わせや資料請求といった非対面でお客様との接点を作るページがあると、経費も削減でき、一石二鳥です。

営業活動
効率化



ホームページがあればお客様が自ら会社を見つけてくれるので、自然と営業活動の効率化・認知度向上につながります。ECショップを開設すれば、24時間販売活動が可能で、売上増加も期待できます。ホームページは会社の顔としてブランディングに大きな影響を与えます。

採用活動
充実



社員インタビューや雰囲気などが事前に分かるページがあれば、より会社にマッチした人材が集まりやすくなります。就職活動で会社選びで悩んだ場合、ホームページがある会社を選ぶ人が多い傾向にあり、最近では採用専用ページを開設し、活動に力を入れている会社も増えています。



03 | ホームページの種類

会社によってお客様に伝えたいこと・アピールしたいことが違うからこそ、多くのホームページが存在します。内容が統一化されたホームページ作成することにより、お客様にとっても分かりやすく、会社にとっても管理運営しやすいホームページが完成します。ホームページにはどんな種類があるのか、一部をご紹介します。

| | |
|---------------|--|
| 企業サイト | 会社情報・事業活動・商品情報・IR情報・採用情報など企業に関する情報を掲載したもの |
| コーポレートサイト | 特定の商品・サービスに関する情報を掲載したもの |
| 採用・リクルートサイト | リクルート情報を掲載したもの |
| ECサイト | Web上で商品・サービスの紹介、販売を行うもの (商品の閲覧～決済まで可能) |
| ランディングページ(LP) | 特定の商品やサービスに関する情報を掲載したもの (認知後向上・販売促進につながる) |

04 | ホームページ制作のポイント

ホームページ制作をはじめる前に、目的・ターゲットを明確に決めましょう。これらが決まると、何をゴールとし、そこまでお客様をどのように誘導していくかといったページの導線が見えてきます。営業へのお問い合わせまで誘導するのか、購入までをゴールとするのかなどによって全体のレイアウトも変わってきますね。

また、ボタンの色や大きさはどうするか、フォント選択や文字サイズは適切かなどなど…。目的・ターゲットをきちんと明確化することで、よりお客様に寄り添ったページが完成します。



| 目的 | ターゲット | 目的に最適なホームページ |
|---------------------------|-------------------|---------------|
| ・ 会社の認知拡大 ・ ブランドイメージ構築 | 取引先、株主 既存／新規顧客 | コーポレートサイト |
| ・ 人材確保 ・ 採用情報の発信 | 求職者／就活生 | 採用サイト |
| ・ 問い合わせ充実化 ・ 売上アップ | 新規顧客 | ランディングページ(LP) |

05 | さいごに

ホームページは作るだけではあまり効果はなく、目的をきちんと定め適切に運用することが大切です。しかし、こまめな更新作業は手間も時間もかかります。もし、自社対応が難しい場合は、外注依頼を検討するのも良いでしょう。当社では、お客様に合ったホームページ制作会社を選定し、ご紹介することが可能です。お気軽にご相談ください。

経済産業省も推奨！ DX時代に必要な 「リスキリング」

目的や取り組むメリットとは？

DXと一緒によく取り上げられる言葉「リスキリング(Reskilling)」。あらゆる産業でDXが進む近年、新たな知識やスキルを学ぶ「リスキリング」が世界的に注目されています。日本でもリスキリングに取り組む企業が増えており、リスキリングが気になっている、導入を検討している方も多いのではないのでしょうか。今回は、リスキリングの意味やリスキリングが求められている背景、メリットについて解説いたします。

「リスキリング」とは？

近年、デジタル技術の発展に伴い、これまで存在しなかった手段・方法が各業務で生まれています。これまでは、先輩が新人に仕事のノウハウを伝えるという方法がメインでしたが、デジタル技術の活用により、これまで行っていた人材育成では対応できず、新たな課題が生まれています。

今回解説する「リスキリング」とは、一言でいうと、時代の変化によって新たに必要になるスキルや知識を企業が従業員に身につけさせる教育のことです。リスキリングについて、経済産業省は「新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキル獲得する／させること」(参照:経済産業省「リスキリングとは—DX時代の人材戦略と世界の潮流—」)と、定義しています。

リスキリングの目的

DX時代において、新たな知識やスキルを学び、積極的に活用し、事業の成長や業務効率化を図ること。



つまり、DXリスキリングとは、今後デジタル化が加速するDX時代において、新たな知識やスキルを学び、それらを積極的に活用することで事業の成長や業務効率化等を図っていくことです。リスキリングは、政府も力を入れており、経済産業省だけでなく、厚生労働省、文部科学省なども重要性を認識し、リスキリングなどへの投資に「5年で1兆円」投入する方針のもと個人や企業への助成を拡充しています。

「リスキリング」が注目される理由

あらゆる産業でDXが進んだことでビジネスモデルの変革や技術革新がおこり、それに伴い、あらゆる業務プロセスが自動化され、今後これまで存在しなかった職業が誕生するといわれています。世界経済フォーラム2020年の年次総会(ダボス会議)では、「第4次産業革命により、数年で8000万件の仕事が消失する一方で9700万件の新たな仕事生まれる」(参照:経済産業省「リスキリングとは—DX時代の人材戦略と世界の潮流—」)と発表されています。

また、DX推進が各業界で本格的に進んでいること、コロナ禍の影響により働き方が変化したこともリスキリングが注目される理由です。

このような状況にうまく対応するためするには、DX人材育成が欠かせません。企業の持続的発展には、リスキリングにより従業員がデジタルに対応して業務を進められるようになることやデジタル技術を活用して新たな価値を創出できるようデジタルの技術や知識を身につけてもらう必要があります。

これまで日本では、OJT(職場内訓練)が主流でしたが、これからのDX時代は「リスキリング」が必要不可欠といえるでしょう。

リスキリングが注目される理由

DXの本格化



コロナ禍による働き方の変化



OJTやリカレント教育との違い

OJT (On-The-Job training)

職場で行う教育訓練のことで既存の業務を実践しながら必要なスキルや知識を学ぶ。「いまある」部署で「いまある」業務を通して学ぶ。

リスキリング

企業が戦略的に人材育成をおこなうこと。事業戦略に合わせ、社員に新しいスキルや知識を身に付けさせる人材教育のことをいう。

リカレント教育

個人が主体的に学びなおしを行い、新たな仕事のスキルや知識を習得すること。新しいことを学ぶために「職を離れる」ことが前提になっている。

リスキリングを正しく理解しよう -3つの誤解-

リスキリングは比較的新しい概念のため、OJTと混合され、誤解をされている点もあります。

誤解①：リスキリングが必要なのは一部のデジタル人材のみである

リスキリングが必要なのは、デジタル人材・IT人材が対象だと思われがちですが、そうではありません。

DX時代を生き抜くには、デジタルに関する知識などは一部の職種のみではなく、どの職種においても必要です。

誤解②：リスキリングは、日本企業が得意なOJTの延長である

OJTは、「連続系」の能力開発。

職場での実践を通して、今ある部署の今ある仕事をこなすために必要な業務のやり方やスキルを学びます。

リスキリングは、「非連続系」の能力開発。

社内に今ない仕事、今できる人がいない仕事のためのスキルを獲得することが目的で、OJT以上の取り組みが必要です。

誤解③：リスキリングのコンテンツは、社内開発が必要

リスキリングのコンテンツは、社内で準備する必要はなく、デジタルに強い企業でないならば、内製化も不要。

「デジタル」のスキルは、社内外を問わず共通の課題といえます。

外部のサービスやコンテンツを活用することで費用と時間の節約につながる可能性が高いです。

✓ 全社的に取り組みましょう

リスキリングは ✓ **OJT**とは別で行い、**OJT**以上の取り組みが必要です

✓ 自社に合ったコンテンツを選んで活用しましょう

リスキリングのメリット

リスキリングを推進することのメリットはいくつかありますが、主なメリットは以下のとおりです。

人材育成につながる

従業員のスキルが高まることは、人材育成につながるだけでなく、新しいアイデアが生まれることも期待できます。

人材不足への対応

リスキリングでIT人材を育成すると新たに雇用する必要がなくなり、将来IT人材が不足すると言われる中、リスキリングは有効です。

業務の効率化

従業員がシステム管理のスキルや運営管理を学ぶことで業務プロセスの変革が可能となり、業務効率化・コスト削減が期待できます。

リスキリングを導入し、DX時代に必要なスキルを身に付けよう！

これからのDX時代、企業は時代の変化に柔軟に対応する力が必要です。さらなる事業成長を実現するために目的に沿ったリスキリングを行うことで企業の変革が実現できます。

九州デジタルソリューションズでは、2023年8月～9月にかけ、当社をご利用のお客さまを対象にアンケートを実施いたしました。お忙しいところご協力いただいた皆さまには、厚く感謝申し上げます。お客さまからいただきましたご意見を真摯に受け止め、今後の当社サービス・商品に活かしてまいります。アンケート結果と主要なご意見をご報告させていただきます。

お客さまアンケート結果のご報告

1. 調査実施期間：2023年8月21日(月)～2023年9月30日(土)
2. 調査対象：当社をご利用のお客さま 5,155先(民間機関／公共機関)
3. 調査方法：WEBアンケートによるアンケート調査
4. 回答状況：312先(回答率 6.05%)

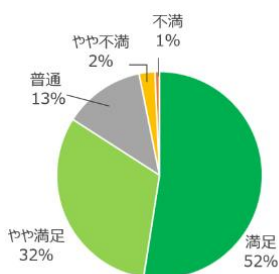
アンケートへのご協力
ありがとうございました



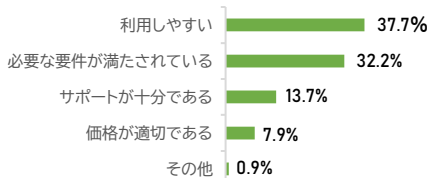
お客さまアンケート 結果概要

民間機関

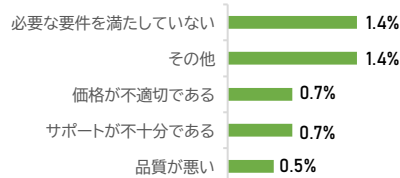
商品・サービス



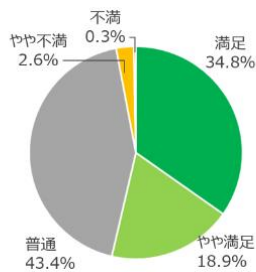
ご提供の商品・サービスを評価するご意見



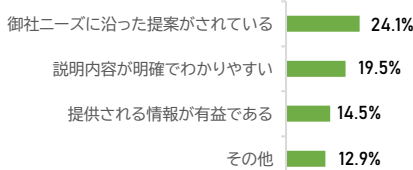
ご提案の商品・サービスに関する改善要望やご意見



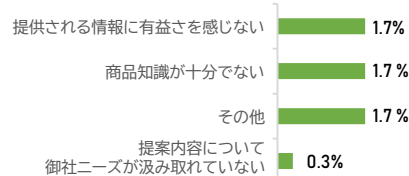
ご提案内容・ご提供情報



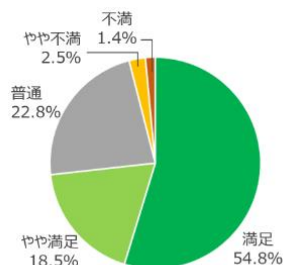
ご提案内容・ご提供情報を評価するご意見



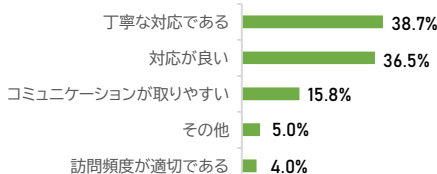
ご提案内容・ご提供情報に関する改善要望やご意見



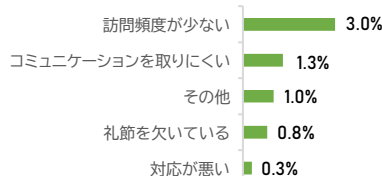
当社営業対応



当社営業対応を評価するご意見

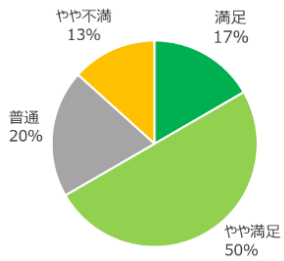


当社営業対応に関する改善要望やご意見

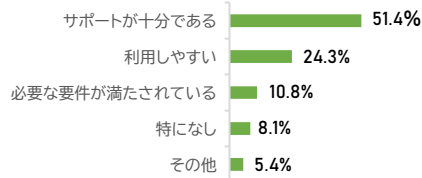


公共機関

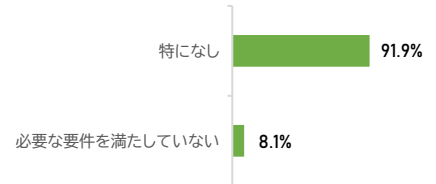
学校会計クラウド



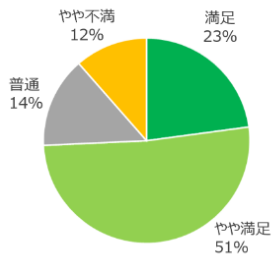
学校会計クラウドを評価するご意見



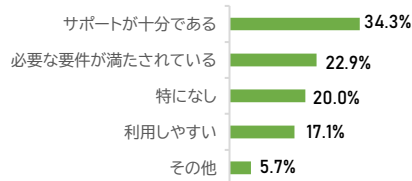
学校会計クラウドに関する改善要望やご意見



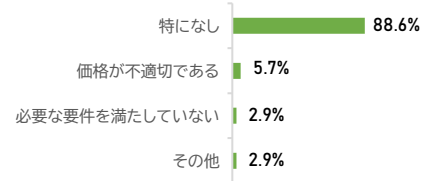
収納代行サービス



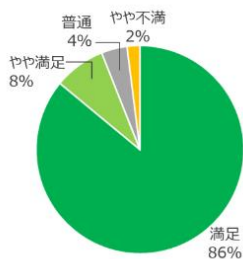
収納代行サービスを評価するご意見



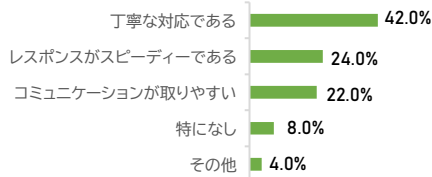
収納代行サービスに関する改善要望やご意見



ヘルプデスクサポート体制



ヘルプデスクサポート体制を評価するご意見



ヘルプデスクサポート体制に関する改善要望やご意見

ヘルプデスクサポート体制に関する改善要望やご意見はありませんでした。

アンケート結果を受けて

民間機関のお客さまからは、「商品・サービスに対する満足度」、「当社営業に対する満足度」に関しまして、「満足」とご回答いただきましたお客さまが過半数を超えております。「提案内容やご提供情報に対する満足度」に関しましては、「普通」が約半数ございましたので、当社が取り扱う協業ベンダー製品の知識をより深め、お客さまにご満足いただけるよう尽力いたします。

公共機関のお客さまからは、「ヘルプデスクサポートに対する満足度」に関しまして、「満足」とのご回答が8割を超えておりますので、サービスレベルの維持に努めます。「学校会計クラウドに対する満足度」、「収納代行サービスに対する満足度」に関しましては、「やや不満」の回答も一定数あることから、機能面やサービス面について、関係機関と協議し機能向上に努めます。

また、本アンケートや日ごろ皆さまからいただいておりますご意見やご要望に対しての改善策につきましては、別途、ホームページにて公開させていただきます。

ご回答いただきました皆さまにお礼申し上げます。貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございました。九州デジタルソリューションズでは、これからも地域DXの推進に向けて、一層の努力を続けてまいります。引き続き、ご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

K D S I N F O R M A T I O N

INFORMATION:1

＼Follow Me／

SNSやっています！

Instagram



@kyushu_ds

Facebook



九州デジタルソリューションズ
で検索!!

当社のサービス・商品のご紹介だけでなく、
展示会やウェビナーのご案内、
新入社員の働く様子、
当社の様々な取り組みなど
様々なコンテンツを配信中！

ぜひご覧ください。



INFORMATION:2

請求書・領収書の電子化が難しいお客様へおすすめ！

九州デジタルソリューションズの「メールシールサービス」で 事務負担軽減＆業務効率化！

POINT 1 「メールシールサービス」とは？

契約者様よりハガキデータをお預かりし、
印刷・ハガキへの加工・発送を行うサービスです。

実績例 業種：学校・病院・介護レンタル 等
内容：請求書兼領収書・給与明細 等

POINT 2 このようなお悩みありませんか？

取引先が高齢の方多く
電子化が難しい…

請求書・領収書の
「印刷・折込・封入・
郵便局へ持込」が大変！



POINT 3 「メールシールサービス」の導入メリット

メリット1 発送業務の**事務負担軽減**

メリット2 封書から圧着はがきに変更すると、
郵送代金や用紙代等削減可能！

電子化が難しいお客様も
**業務効率化が
実現可能**です！



封入封緘サービスもKDSへお任せください

サービス内容・ダイレクトメールや通知書などの、
封入封緘(かん)作業を請け負います。
機械による自動封入封緘で、発送作業の労力を
削減可能です！

サービスのお問い合わせ・ご相談はこちら：業務推進部業務受託グループ ☎096-326-8664



会社情報 COMPANY PROFILE

社名 九州デジタルソリューションズ株式会社

本社
〒860-0047
熊本市西区春日1丁目12番3号 KFGビル6階
TEL:096-326-8880
FAX:096-326-8787

所在地 熊本事業所
〒860-0051
熊本市西区二本木5丁目1番8号 肥後銀行事務センター内
TEL:096-326-8663
FAX:096-326-8691

鹿児島営業部
〒890-0056
鹿児島市下荒田4丁目46番20号 鹿児島銀行 鴨池ビル3階
TEL:099-203-0120
FAX:099-203-0799

設立 1988(昭和63)年9月5日

株主 株式会社九州フィナンシャルグループ 100%

事業内容 ITソリューション 収納代行サービス 事務支援サービス

採用情報へのリンクは[こちら](#)⇒



< 掲載商品のお問い合わせ >

熊本営業部 : 096-326-8882

鹿児島営業部 : 099-203-0120

(受付時間 平日9:00~17:00)



九州デジタルソリューションズ

Kyushu FG

九州デジタルソリューションズ



<https://kyu-ds.com/>



発行元: 熊本市西区春日1丁目12番3号 TEL 096-326-8881

※本書は、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、安全性を保证するものではありません。
また、本書に基づく事業展開等で不利益などの問題が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

発行 2024年1月